

確定申告

東金税務署
税務課住民税班

☎ 0475(52)3121
☎ (84)1212

準備はお済みですか？

所得税・町民税の申告期間は、

2月16日(金)～3月15日(金)です。

この申告は、令和5年中の所得を申告するもので、令和5年の所得税や令和6年度の町民税の課税基礎となりますので必ず申告してください。

今年の申告相談会場は、文化会館です。 お間違えのないようご注意ください。

また、期間中は大変混雑しますので、申告相談を利用する方は地区割日程表を参考のうえ、お早めにご来場ください。

なお、「町民税申告書」は前年の申告状況に基づき送付しています。次の内容をよくご確認ください、申告してください。

▶ 申告相談地区割日程表(会場▶文化会館)

日程	地区割
2月16日(金)	全地区
2月19日(月)	大総地区・東陽地区
2月20日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月21日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(木)	上堺地区・白浜地区
2月26日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月27日(火)	大総地区・東陽地区
2月28日(水)	上堺地区・白浜地区
2月29日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
3月1日(金)～15日(金)	全地区

※上記日程で都合の悪い方は、対象地区ではない日でも相談をお受けします。

▶ 相談会場 文化会館

受付 午前8時～11時
午後1時～4時
相談 午前9時～正午
午後1時～

※期間中の土・日曜日、祝休日を除く

▶ 町では受けられない申告相談

次の申告に関する相談は町では受けられませんので、東金税務署へご相談ください。

- ①青色申告
- ②土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ③雑損控除
- ④消費税
- ⑤贈与税
- ⑥相続税
- ⑦初回の住宅借入金等特別控除
- ⑧令和4年分以前の申告
- ⑨準確定申告

所得税の確定申告が必要な方

●事業所得(営業・農業等)や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

●土地や建物等の不動産、株式等の資産を譲渡した方

※土地、建物、株式等の譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。

●給与収入が2,000万円を超える方

●給与を1か所から受けていて、かつ、各種所得金額(給与及び退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

●給与を2か所以上から受けていて、かつ、年末調整をされなかった給与収入金額と、各種所得金額(給与及び退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

●年金収入が400万円を超える方

●年金に係る雑所得があり、年金以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

●勤務先での年末調整から収入または控除額に変更のあ